

埼玉県におられる東日本大震災の 被災者の皆様へ

平成23年4月6日時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省関東管区行政評価局では、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設し、いろいろな問い合わせや要望などを受け付けることとしました。

また、裏面以降のような支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

◆来局による相談受付：平日の8：30～17：30

住所：さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館19階
関東管区行政評価局（行政相談受付窓口）

◆電話による相談受付： 平日の8：30～17：30 0570-090110
（常設の行政相談専用電話、要通話料）

土・日・祝日の8：30～17：30 0120-188571
0120-188572
0120-188573
（震災行政相談専用フリーダイヤル、無料）

（注） 上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

◆FAXによる相談受付： 毎日 048-600-2336
（常設の行政相談専用FAX、要通話料）

◆メールによる相談受付： 毎日 110Knt32@soumu.go.jp

◆関東管区行政評価局では、
避難場所において、国、県、市、独立行政法人等多くの
関係機関とともに、皆様の相談をワンストップで受け付け、
対応する特別総合行政相談所を現在計画中です。
詳しくはまた、お知らせします。

（注）特別総合行政相談所とは、複数の行政機関が一か所で
相談を受け付けるものです。



原発事故に伴う健康についての相談

- ◆原発事故に伴う健康相談を実施しています。体の不調を感じる方は窓口にて御相談ください。
- ◆詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

- ・文部科学省原子力支援対策支援本部

【健康相談ホットライン】（TEL：0120-755-199 [9時から21時]）

- ・独立行政法人放射線医学総合研究所

【被ばく医療健康相談ホットライン】（TEL：090-5582-3521、090-4836-9386、080-2078-3308、090-7408-1074、090-8591-0735、080-2078-3307）

- ・さいたま市内に10か所ある保健センター [平日 8時30分から17時15分]

西区役所保健センター	048-620-2700
北区役所保健センター	048-669-6100
大宮区役所保健センター	048-646-3100
見沼区役所保健センター	048-681-6100
中央区役所保健センター	048-853-5251
桜区役所保健センター	048-856-6200
浦和区役所保健センター	048-824-3971
南区役所保健センター	048-844-7200
緑区役所保健センター	048-712-1200
岩槻区役所保健センター	048-798-2211

- ・埼玉県内に13か所ある保健所 [平日 8時30分から17時15分]

川口保健所	048-262-6111	狭山保健所	04-2954-6212
朝霞保健所	048-461-0468	加須保健所	0480-61-1216
春日部保健所	048-737-2133	幸手保健所	0480-42-1101
草加保健所	048-925-1551	熊谷保健所	048-523-2811
鴻巣保健所	048-541-0249	本庄保健所	0495-22-6481
東松山保健所	0493-22-0280	秩父保健所	0494-22-3824
坂戸保健所	049-283-7815		

こころの健康に対する相談

- ◆被災後、「夜眠れない」「不安で落ち着かない」「地震の時の夢を繰り返し見る」など、こころの健康に対する相談を行います。
- ◆埼玉県こころの電話相談（TEL：048-723-1447 [9時から17時]）または、さいたま市こころの健康センター（TEL：048-851-5771 [9時から16時]）さいたま市内に避難されている方が対象。）または、日本臨床心理士会（0120-111-916 [4月23日までの13時から22時]）にご相談ください。

<< 労働・雇用、事業 >>

労働・雇用面の各種相談

- ◆今回の地震に係る労働・雇用面での各種相談に総合的に対応するために、埼玉労働局では、加須市への避難者を対象に、旧県立騎西高校に出張窓口を設けて雇用保険の手続きなどを行っています。詳しくは、埼玉労働局職業安定部職業安定課（TEL：048-600-6208[8時30分から17時]）にお問い合わせください。
- ◆労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。
- ◆事業所が被災に伴い事業が休止・廃止されたため働くことができない方は、実際に離職していても失業給付が受給できる場合があります。
- ◆全国のハローワークで「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方からのご相談を受け付けています。

・埼玉県内のハローワーク

機関名	電話番号	所在地
川口公共職業安定所	048-251-2901	〒332-0031 川口市青木 3-2-7
熊谷公共職業安定所	048-522-5656	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2
大宮公共職業安定所	048-667-8609	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525
川越公共職業安定所	049-242-0197	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越合同庁舎
東松山出張所	0493-22-0240	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4
浦和公共職業安定所	048-832-2461	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40
所沢公共職業安定所	04-2992-8609	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎
飯能出張所	042-974-2345	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎
秩父公共職業安定所	0494-22-3215	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1
春日部公共職業安定所	048-736-7611	〒344-0036 春日部市下大增新田 61-3
行田公共職業安定所	048-556-3151	〒361-0023 行田市長野 943
草加公共職業安定所	048-931-6111	〒340-8509 草加市弁天 1-10-7
朝霞公共職業安定所	048-463-2233	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1
越谷公共職業安定所	048-969-8609	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6

農林漁業関係災害復興の融資

- ◆被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。
- ◆詳しくは、日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-926-478 [休日9時から17時]）にお問い合わせください。

中小企業者を対象とした貸付制度

- ◆被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。
- ◆詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。
 - ・日本政策金融公庫
 - 【小規模企業向けの小口資金】
TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-220-353 [休日9時から17時]
 - 【中小企業向けの長期事業資金】
TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-327-790 [休日9時から17時]

<< 年金 >>

国民年金の保険料免除

- ◆国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて保険料が免除されます。お手続きは23年7月末までにお済ませください。
- ◆詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、下記の日本年金機構のフリーダイヤル（平日9時から17時）または年金事務所（平日8時30分から17時15分）にお問い合わせください。
- ◆年金手帳を紛失した場合は再交付ができます。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。
 - ・日本年金機構の窓口

被災者専用フリーダイヤル	0120-707-118 (※ 平成23年4月11日(月)から受付開始)
秩父年金事務所	0494-27-6559 (お客様相談室)
浦和年金事務所	048-831-1646 (お客様相談室)
大宮年金事務所	048-652-4700 (お客様相談室)
熊谷年金事務所	048-522-5212 (お客様相談室)
川越年金事務所	049-242-2764 (お客様相談室)
所沢年金事務所	04-2998-5420 (お客様相談室)
春日部年金事務所	048-737-7113 (お客様相談室)
越谷年金事務所	048-990-3904 (お客様相談室)
日本年金機構 北関東・信越ブロック本部	048-823-3100(代表)
日本年金機構 南関東ブロック本部	03-5155-1700(代表)

<< 税金 >>

国税の特別措置

- ◆国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
- ◆地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆詳しくは、税務署又は税務相談室の窓口（平日8時30分から17時）にお問い合わせください。

税務署名(()内は管轄地域)	電話番号
上尾税務署 (鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・北足立郡)	048-770-1800
朝霞税務署 (朝霞市 志木市 和光市 新座市)	048-467-2211
浦和税務署 (さいたま市：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)	048-833-2651
大宮税務署 (さいたま市：西区・北区・大宮区・見沼区)	048-641-4945
春日部税務署 (さいたま市：岩槻区・春日部市・久喜市(旧栗橋町・鷲宮町含む)・蓮田市・幸手市・南埼玉郡・杉戸町)	048-733-2111
川口税務署 (川口市の一部・草加市・鳩ヶ谷市)	048-252-5141
川越税務署 (川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・入間郡)	049-235-9411
行田税務署 (行田市・加須市・羽生市)	048-556-2121
熊谷税務署 (熊谷市・深谷市・大里郡)	048-521-2905
越谷税務署 (越谷市・八潮市 三郷市・吉川市・北葛飾郡松町)	048-965-8111
秩父税務署 (秩父市・秩父郡)	0494-22-4433
所沢税務署 (所沢市・飯能市 狭山市・入間市)	04-2993-9111
西川口税務署 (川口市の一部・蕨市・戸田市)	048-253-4061
東松山税務署 (東松山市・比企郡)	0495-22-0990
本庄税務署 (本庄市・児玉郡)	0495-22-2111

(注) 電話は自動音声によるご案内です。案内に従って番号を選択すると窓口につながります。

地方税の特別措置

◆**県税の特例措置**：詳しくは被災前の住所地の県までお問い合わせください（※）。

※ 福島県の方は、福島行政評価事務所作成の「東日本大震災 被災者の皆様へ」（平成23年度 福島県版）をご参照ください。

- (1) 法人住民税
- (2) 法人事業税
- (3) 個人事業税
- (4) 軽油引取税
- (5) 自動車税

◆**市町村税の特例措置**：詳しくは被災前の住所地の市町村までお問い合わせください。

- (1) 個人住民税
- (2) 法人住民税
- (3) 固定資産税および都市計画税
- (4) 軽自動車税
- (5) 事業所税
- (6) 国民健康保険税

<< 住宅・生活再建等 >>

被災者の生活再建支援

◆**住宅が全壊・大規模半壊・半壊した場合において、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、当該被災世帯からの申請により一定の支援金が支給されます。**

◆詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

住宅の応急修理

◆**避難場所からの被災者の帰宅促進のため、被災により大規模半壊・半壊した住宅について、仮設住宅に入居しない方で、所得・年齢等要件に合致する方を対象に、一定の修理費用を支給する制度です。**

◆詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

住宅の建設、補修等の融資

◆**地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を融資しています。**

◆詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

被災者専用ダイヤル（TEL：0120-086-353）

<< その他 >>

自動車運転免許証を紛失した場合

- ◆自動車運転免許証を紛失した場合は、鴻巣市にある運転免許センター（TEL:048-543-2001[8時30分から11時30分、13時から16時30分]）で再交付ができます。現在の居住場所（避難場所）を証明する書類が必要となる場合がありますので、運転免許センターにお問い合わせください。
- ◆なお、被災者の方は、自動車運転免許証の更新期限が延長されます。被災地にお住まいの方で、有効期間の末日が平成23年3月11日以降となっている方は、8月31日まで引き続き運転することができます。申請等の手続等は不要です。対象となる被災地については、運転免許センター、又は各警察署の交通課にお問い合わせください。

預金の払い戻し

- ◆預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、窓口で運転免許証、健康保険証等の本人であることが確認できる書類を提示することにより、金融機関で預金の払い戻しを受けることができます（金額は10万円程度まで。ゆうちょ銀行は20万円まで）。
- ◆本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等の登録情報の確認により払い戻しを受けられる場合があります。
- ◆避難先にお取引金融機関の店舗がない場合、他の金融機関で預金の払い戻しを取り扱っているところもあります。
- ◆詳しくは、お取引金融機関や避難先の金融機関にお問い合わせください。

地震保険・生命保険

- ◆保険証券の紛失等のため加入していた保険会社が分からない場合は、下記の窓口で契約有無の照会を受け付けています。
- ◆被災地域にお住まいの方からの申請により、保険料の払い込みが最長で6か月猶予されます。
 - ・地震保険
（社）日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター（TEL：0120-501331）
 - ・生命保険
（社）生命保険協会 災害地域生保契約照会センター（TEL：0120-001731）

公共料金等の特例措置

- ◆電気料金
災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者の方から申出があった場合に、電気料金の支払期限の延長、不使用月の電気料金（基本料金の半額）の免除等を実施しています。詳しくは、東北電力コールセンター（TEL：0120-175-466）または東京電力カスタマーセンター（TEL：0120-995-442）までお問い合わせください。
- ◆電話料金
被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を

利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター（TEL：0120-032277）までお問い合わせください。

◆NHK受信料

被災地域にお住まいの方で、建物が半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けたか、災害対策基本法の避難勧告、指示、退去命令を継続して1か月以上受けている方は、NHKの受信料が半年間（8月まで）免除されます。NHKが調査により実施しますので、申請等の手続は不要です。詳しくは、NHKふれあいセンター（TEL：0570-077-077、050-3786-5003）までお問い合わせください。

◆ガス料金

被災地域のガス事業者等では、ガス料金の支払期限の延長、不使用月の基本料金の免除を行っています。

また、被災によりガスが使用できなくなった場合、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成23年5月31日までに申し込みがあれば、ガス工事費が事業者負担となります。

詳しくは、お住まいの地域のガス事業者までお問い合わせください。

避難者情報・安否確認

◆岩手県、宮城県、福島県では、住民の方の避難先についての問い合わせ窓口として避難者情報ダイヤルを設置しています。

- ・岩手県（TEL：019-629-6911）
- ・宮城県（TEL：022-211-3430）
- ・福島県（TEL：024-521-5543、024-521-5544）

◆岩手県警、宮城県警、福島県警では行方不明者相談ダイヤルを設置し、行方不明の方の安否確認を行っています。

- ・岩手県警（TEL：0120-801-471）
- ・宮城県警（TEL：022-221-2000）
- ・福島県警（TEL：0120-510-186）

埼玉県内の市町村の相談窓口

市町村名	行政相談担当課係名	電 話
さいたま市	市民・スポーツ文化局 市民生活部 市民総務課 総務係	048-829-1214
川口市	市民生活部 市民相談室	048-258-1110 (内2715・2716)
蕨市	市民生活部 市民活動推進室	048-433-7745
戸田市	市民生活部 防犯くらし交通課 消費生活・相談担当	048-441-1800 (内656)
鳩ヶ谷市	市民環境部 市民課 市民相談・情報公開センター	048-280-1111 (内6221)
鴻巣市	市民協働部 やさしさ支援課 企画相談担当	048-541-1321
上尾市	企画財政部 自治振興課 市民相談担当	048-775-4643
桶川市	総合政策部 秘書広報課 広報・広聴グループ	048-786-3211 (内1224)
北本市	総務部 市民課 市民相談担当	048-594-5529(直)
伊奈町	住民相談室	048-721-2111 (内2211)
行田市	市民生活部 生活課 市民生活担当	048-556-1111 (内252)
加須市	市民相談室	0480-62-1111 (内117)
羽生市	市民福祉部 市民生活課 生活係	048-561-1121 (内132)
春日部市	市民部 情報統計課 市民相談・情報公開担当	0480-736-1111 (内2854)
久喜市	市民税務部 くらし安全課 市民生活・青少年係	0480-22-1111 (内2363)
蓮田市	総務部 秘書課 秘書広聴担当	048-765-1770
幸手市	市民生活部 くらし安全課 くらし安全担当	0480-43-1111 (内174)
宮代町	総務政策課 庶務行政室長 G 人権担当	0480-34-1111 (内210)
白岡町	秘書広聴課	0480-92-1111 (内354)
杉戸町	住民参加推進課 広報広聴担当	0480-33-1111 (内286)

市町村名	行政相談担当課係名	電 話
草加市	市長室 いきいき市民相談担当	048-922-0566
越谷市	協働安全部 暮らし安心課 市民生活係	048-963-9156 (直)
八潮市	まちづくり企画部 広聴広報課 市民の声をきく担当・広報担当	048-996-2111 (内373)
三郷市	市民活動支援課 市民相談室	048-930-7724 (直)
吉川市	総務部 庶務課 人権・相談担当	048-982-9458 (直)
松伏町	総務課 庶務防災担当	048-991-1893
川越市	市民部 広聴課 市民相談担当	049-224-5022 (直)
所沢市	市民経済部 市民相談課	04-2998-9092
飯能市	市民生活部 生活安全課 市民相談・ボランティア担当	042-973-2126 (直)
狭山市	総合政策部 広報課 広聴・市民相談担当	04-2953-1111 (内1141)
入間市	市民部 市民生活課市民相談室	04-2964-1111 (内1310・1311)
富士見市	市民生活部 市民相談室	049-251-2711 (内272)
ふじみ野市	市民相談室	049-261-2611 (内291・292)
坂戸市	市民生活部 市民文化課 市民生活・文化担当	049-283-1331 (内314)
鶴ヶ島市	市民生活部 市民協働推進課 市民協働推進担当	049-271-1111 (内273・274)
日高市	企画財政部 企画課 企画調整・人権推進担当	042-989-2111 (内2214)
三芳町	総合政策課 人権推進係	049-258-0019 (内404)
毛呂山町	総務課 自治振興係	049-295-2112 (内313)
越生町	総務課 自治振興担当	049-292-3121 (内214)
東松山市	秘書室 広報広聴課	0493-21-1414 (直)
滑川町	総務政策課 総務係	0493-56-2211 (内125)
嵐山町	総務課 人権・安全安心担当	0493-62-2151 (直)

市町村名	行政相談担当課係名	電 話
小川町	町民生活課 生活あんしん室 総合相談担当	0493-72-1221 (内403)
川島町	総務課 自治振興・危機管理グループ	049-297-1811 (内174)
吉見町	総務課 行政係	0493-54-1513 (直)
鳩山町	総務課 人権政策担当	049-296-1214
ときがわ町	総務課 家族相談支援センター	0493-66-0222
東秩父村	総務課 行政担当	0493-82-1226
朝霞市	市民環境部 地域づくり支援課 市民相談係	048-463-2648 (直)
志木市	市民生活部 総合窓口課 住基グループ	048-473-1111 (内2134)
和光市	企画部 市民相談室	048-424-9129
新座市	総務部 コミュニティ推進課	048-477-1111 (内1058)
熊谷市	市民部 市民活動推進課 生活係	048-524-1111 (内286)
深谷市	市民環境部 ぐらしいきいき課	048-574-6633
寄居町	人権推進課 人権推進班	048-581-2121 (内411)
秩父市	市民生活部 市民生活課 市民支援担当	0494-25-5200
皆野町	総務課 行政担当	0494-62-1230 (内203)
横瀬町	総務課	0494-25-0111
長瀨町	総務課 自治振興担当	0494-66-3111 (内163)
小鹿野町	総務課 行政担当	0494-75-1223
本庄市	総務部 市民課 市民係	0495-25-1110
美里町	住民福祉課	0495-76-5132 (ダイヤルイン)
神川町	総務課 庶務係	0495-77-2114(直)
上里町	福祉こども課 社会福祉係	0495-35-1236